

別添1 発生農場酪農経営継続支援対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和3年度畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち酪農経営災害緊急支援対策事業の事業実施主体とする。

第2 事業の内容

1 経営継続支援対策

事業実施主体は、第3の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）及び畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者（以下「第1号対象事業者」という。）が次に掲げる取組（第1号対象事業者にあつては、（4）の取組に限る。）を実施するのに要する経費について補助するとともに、第3の2に規定する酪農経営体等が経営継続のために（1）、（2）、（3）及び（4）のイの取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

（1）代替要員等の派遣支援

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した、又は酪農経営従事者において感染者との濃厚接触が確認された農場（以下「発生農場」という。）の経営継続のための酪農ヘルパー等の代替要員の派遣等

（2）緊急避難等支援

発生農場の経営継続が困難な場合における、緊急的な避難に伴う乳用牛等の輸送、管理委託

（3）農場等清浄化支援

発生農場等の消毒又は感染拡大防止のための対応に必要な器具機材等の導入

（4）生乳再生産確保支援

ア 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、やむを得ず出荷ができなくなった酪農家の再生産の確保に必要な取組

イ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、やむを得ず出荷できなくなった生乳の処理

2 経営継続支援等の推進

（1）地域推進・指導事業

事業実施主体は、生産者集団等が1の事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助するものとする。

（2）推進指導事業

事業実施主体は、事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催、書面審査等を行うものとする。

第3 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3戸以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 生乳生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 第2の1の事業の対象となる酪農経営体等

酪農従事者において、新型コロナウイルス感染症の感染、又は感染者と濃厚接触が確認された酪農経営体等とする。

3 第2の1の(1)の事業の対象となる代替要員

発生農場等における代替要員とする。

4 第2の1の(3)の事業の対象となる器具機材等

対象となる器具機材等は、消毒液、噴霧器、作業着、手袋、長靴、その他消毒等に必要な資材とする。

5 生乳の再生産のための取組

酪農家の再生産を確保するために必要な経費を支援することとする。対象となる経費は、生乳を再生産するために通常要した生産費とし、単価と乳量については次のとおりとする。

- (1) 生乳を生産するために通常要した生産費の単価は、地域の実情に応じた生産費とする。
- (2) 生乳を生産するための通常要した生産費の乳量は、出荷できなかった生乳相当量とする。

6 生乳の処理に対する経費

第2の1の(4)のイの「生乳の処理」に要する経費は、新型コロナウイルス感染症に起因して、やむを得ず廃棄せざるを得ない場合の生乳の廃棄に要する経費とする。

7 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業への参加者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

8 環境と調和の取れた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17

年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知)に基づき、原則として、事業を実施する年度中に1回以上、生産者集団等、第1号対象事業者、等に対し、酪農経営体に点検シートの作成を指導するよう求めること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業に参加する酪農経営体が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、当該環境と調和のとれた農業生産活動が行われているとみなすものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成等

事業実施主体は、第2の1、2の(1)の事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業実施計画の作成

生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

3 都道府県知事への報告等

事業実施主体は、生産者集団等が作成した事業実施計画を、当該生産者集団等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。これを変更した場合も同様とする。

4 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の発生畜産農場等経営継続対策事業(発生農場酪農経営継続支援対策事業)補助金交付申請書(以下「補助金交付申請書」という。)を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績を、生産者集団等及び第1号対象事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら又はそれぞれの生産者集団等、第1号対象事業者及び生乳生産者団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度とする。

第10 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、生産者集団及び酪農経営体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営継続 支援対策	<p>(1) 代替要員等の派遣支援に要する経費（ただし、酪農ヘルパー利用組合等から代替要員の派遣を受ける場合であって、酪農ヘルパー利用組合等から酪農ヘルパー利用料金の負担軽減を受ける場合には、補助対象外とする。）</p> <p>(2) 緊急避難等支援に要する経費</p> <p>(3) 農場等清浄化支援に要する経費</p> <p>(4) 生乳再生産確保支援 ア 出荷が出来なくなった酪農家の再生産の確保に要す</p>	<p>定額 ただし、代替要員 1 人 1 日当たり 15,000 円を上限とする。また、1 農場当たりでは、発生農場等における通常時の業務を実施できなくなった感染者等の人数分までを上限とする。</p> <p>定額 ただし、乳用牛の輸送費は、往復で 1 頭当たり 7,000 円、飼料の輸送費は、運搬車 1 台当たり 14,000 円、管理委託費は 1 頭 1 日当たり 315 円を上限とする。</p> <p>定額 ただし、発生農場及び代替要員を派遣した組織 1 か所当たり 80,000 円を上限とし、代替が必要となる者が 2 人以上の場合は、2 人目以降につき 1 人当たり 60,000 円を上限に追加するものとする。</p> <p>定額</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
2 経営継続支援等の推進	る経費 イ 出荷が出来なくなった生乳の処理に要する経費	定額
	(1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費	定額
	(2) 事業実施主体が事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）を下記のとおり実施したいので、発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 経営継続支援対策 (1) 代替要員等の派遣支援 (2) 緊急避難等支援 (3) 農場等清浄化支援 (4) 生乳再生産確保支援 ア 出荷が出来なくなった酪農家の再生産の確保に要する経費 イ 出荷が出来なくなった生乳の処理に要する経費 2 経営継続支援等の推進 (1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助する取組 (2) 事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 (3) 別紙様式第1号の別紙

別紙様式第1号の別添

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業
(発生農場酪農経営継続支援対策事業) 実施計画

1 経営継続支援対策
(1) 代替要員等の派遣支援

(単位：円)

生産者集団等名	実施時期	派遣元	派遣先	事業費	負担区分		積算	備考
					機構補助金	その他		
合計								

(2) 緊急避難等支援

(単位：km、頭、円)

生産者集団等名	実施時期	酪農経営体名	移動距離	輸送費						預託料			事業費 ①+②+③	負担区分	
				乳用牛			飼料等			対象頭数	単価	金額 ③		機構補助金	その他
				対象頭数	単価	金額 ①	数量	単価	金額 ②						
合計															

(3) 農場等清浄化支援

(単位：円)

生産者集団等名	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			機構補助金	その他		
合計						

(4) 生乳再生産確保支援

ア 出荷が出来なくなった酪農家の再生産の確保に要する経費

(単位：円)

生産者集団等名	交付対象者数	出荷できなかつた生乳相当量 ①	再生産までに要した日数 ②	生産費単価 ③	事業費 (機構補助金) ① × ② × ③
合計					

イ 出荷が出来なくなった生乳の処理に要する経費

(単位：円)

生産者集団等名	実施時期	事業費	負担区分		積算	備考
			機構補助金	その他		
合計						

2 経営継続支援等の推進

(1) 生産者集団等が事業を円滑に推進するための現地指導等に要する経費を補助する取組

(単位：円)

生産者集団 等名	実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
				機構補助金	その他		
合計							

(2) 事業を円滑に推進するための現地指導、会議の開催及び書面審査等

(単位：円)

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			機構補助金	その他		
合計						

別紙様式第1号の別紙

生産者集団等の概要

1 生産者集団等の概要

生産者集団等名	事務所所在地	代表者氏名	酪農経営戸数	酪農経営体数		備考
				(事業参加経営体数)	飼養頭数	

2 総括表

(単位：円)

生産者集団等名	1 代替要員等の派遣支援		2 緊急避難等支援		3 農場清浄化支援		4 生乳再生産確保支援		5 推進事務費		合計	
	事業費		事業費		事業費		事業費		事業費		事業費	
	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金	機構補助金
合計												

別紙様式第2号

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱別添1の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払受領額 ⑤	今回概算払請求額 ⑥	年 月 日迄予定出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機構補助金 ④	事業費出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）について、下記のとおり実施したので、発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱別添1の第7の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金

口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和年度発生畜産農場等経営継続対策事業（発生農場酪農経営継続支援対策事業）補助金について、発生畜産農場等経営継続対策事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分

を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料